## 珠洲市議会基本条例を検証しました!

珠洲市議会基本条例は、市民に開かれ信頼される議会を実現し、本市における民主主義の発展と市勢の伸展、市民福祉の増進に寄与するため、地方自治の本旨に 基づく議会を実現することを目的として定められたものです。

本条例の第28条第1項に「議会は、議会活性化推進会議を設置し、1年ごとにこの条例の目的の達成状況を検証し、その結果を公表するものとします」と規定されています。平成31年4月施行後、本来なら最初の検証は令和2年度に行うはずでしたが、コロナ禍により議会活動が大幅に縮小されました。

そのため、令和2年度は検証することよりも、基本条例に基づいた活動をより多く実施することを目標に取り組みました。条例施行後3年目となった今年、議会活性化推進会議を中心に、2年間の活動を踏まえ検証を行いました。

議会活性化推進会議では、議会自らのさまざまな活動が条文の目的を達成しているかどうか議論を重ね、このたび、検証の結果を下記のとおり取りまとめました のでお知らせします。

(珠洲市議会基本条例検証結果)

A:達成、B:一部達成、C:未達成、-:評価対象外

条番号	見出し	評価	条番号	見出し	評価
	前文	_	第 15 条	資料の請求	A
第1条	目的	_	第16条	議員の文書質問	В
第2条	基本理念	_	第 17 条	監査委員	A
第3条	議会の活動原則	В	第 18 条	議会の運営原則	В
第4条	議員の活動原則	В	第 19 条	本会議	С
第5条	議長の役割	В	第 20 条	委員会	В
第6条	会派	С	第 21 条	議員全員協議会	В
第7条	議員研修の充実	С	第 22 条	予算の確保	В
第8条	政務活動費	В	第 23 条	議会図書室	С
第9条	議会の災害対応	С	第 24 条	議会事務局	В
第 10 条	情報共有の拡大	В	第 25 条	議員定数	А
第11条	市民参加の促進	В	第 26 条	議員報酬	В
第 12 条	議会と市長等との関係の基本原則	В	第 27 条	条例の位置づけ	С
第 13 条	議会の政策サイクル	С	第 28 条	検証及び見直し手続き	С
第 14 条	評価の実施	С			

検証結果の未達成事項については、今年度、達成に向け取り組んでいます。また、一部達成事項についても、さらに充実した活動ができるよう検討を行っていると ころです。今後も定期的に条例の検証を行いながら、議会活性化に取り組んでいきます。

## 珠洲市議会基本条例検証シート(評価・検証)

(平成31年4月から令和3年3月)

A 達成 B 一部達成 C 未達成 - 評価対象外

(前 文)    採別市議会(以下「議会」という。)は、本市の有権者による選挙で選ばれた採別市議会議員(以下「議員)という。)で構成され、日本国憲法に規定された二元代表制の地方自治制度に提拠を置く高識の選挙・購削です。同じく選挙で選ばれた強任制の執行機関である採別市の代支機関を構成します。この2つの代表機関は、市民福祉の進企と図るため、それぞれ異なる特性と権能を活かしあいながら、市政を選賞することが期待されています。しかし近年、国政同様、地方政治においても行政に対する市民のニーズは拡大し、多様化し、専門化し、自治体議会に対する行政の優越、拡大が顕著となっています。自治体の自主的な決定と責任を拡大させた地方分権一括法の施行は、の流れをさらに加速させています。自治体の自主的な決定と責任を拡大させた地方分権一括法の施行は、の流れをさらに加速させています。自治体務会に対する行政の適認機関と化し、その存在意義が問われています。中国経済が策と化しています。急激な人口減少時代を迎え、大政委領に関すがある中にとこ元代表制が形骸化する中、全国各地で議会改革が叫ばれている。本市を取り管ぐ環境も急速に変化しています。急激な人口減少時代を迎え、大政委領に関いかられています。本市の意思接近を担う議会は、その使命を深く自覚し、総えず自己研議と自己改革を結び、自らの特性と指したすべての市民の政智を結集し、合意を形成する場としての検対をがしたいます。本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、絶えず自己研議と自己改革を結び、自らの特性と対しています。本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、進入するに対しています。					C 木達成 一 評価対象外
珠洲市議会(以下「議会」という。)は、本市の有権者による選挙で選ばれた珠洲市議会議員(以下「議員」という。)で構成され、日本国憲法に規定された二元代表制の地方自治制度に根拠を置く合議制の高事機関です。同じく選挙で選ばれた独任制の執行機関である珠洲市長(以下「市長」という。)という。)という。)という。)という。)という。)という。)という。)	条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
よる選挙で選ばれた採州市議会議員(以下「議員」という。) で構成され、日本国憲法に規定された二元代表制の地方自 治制度に根拠を置く合議制の底事機関です。同じく選挙で 選ばれた独任制の執行機関である採洲市長(以下「市長」) という。)とともに、地方公共団体でる跃洲市の代表機関 を構成します。この2つの代表機関は、市民福祉の増進を 図るため、それぞれ異なる特性と権能を活かしあいなが。 も、市政を運営することが期待されています。 しかし近年、国政同様、地方政治においても行政に対する市民のニーズは拡大し、多等化し、専門化し、自治体議会に対する行政の優越、拡大が顕著となっています。自治 体の自主的な決定と責任を拡大させた地方分権一括法の施行は、この流れをさらに加速をせています。日態依然とした自治体議会は行政の追認機関と化し、その存在意義が間われています。日本国憲法が規定した二元代表制が形骸 化する中、全国各地で議会改革が叫ばれている。本市を取り 多学、環境も急速に変化しています。急歳な人口減少時代 を迎え、行政資源に関りがある中にあっても、市民のニーズは減少することなく、むしろ拡大、多様化しています。。議会は、まさに合議制の議事機関としての特性を活かし、すべての市民の叡智を結集し、合意を形成する場としての教性を活かし、すべての市民の叡智を結集し、合意を形成する場としての教制が求められています。 本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、 絶えず自己研鑽と自己改革を続け、自らの特性と権能を余すところなく発揮しなければなりません。ここに、これまでの改革の取組みを修葺よつつ、議会のあるでき姿と議会 改革の方向性について市民との共通認識を離成し、市民に開かれ信頼される議会を変現し、本市における民主主義の 発展と市勢の伸展、市民福祉の増建に寄与することを決意	(前 文)				
第1条(目的)	よる選挙で選ばれた珠洲市議会議員(以下「議員」という。)で構成され、日本国憲法に規定された二元代表制の地方自治制度に根拠を置く合議制の議事機関です。同じく選挙で選ばれた独任制の執行機関である珠洲市長(以下「市長」という。)とともに、地方公共団体たる珠洲市の代表機関を構成します。この2つの代表機関は、市民福祉の増進を図るため、それぞれ異なる特性と権能を活かしあいながら、市政を運営することが期待されています。しかし近年、国政同様、地方政化し、専門化し、対する市民のニーズは拡大し、多様化し、専門化し、治自治の施に対する行政の優越、拡大が顕著となっています。自治の施行は、この流れをさらに加速させています。旧存在創治体の自造治体議会は行政の追認機関と化し、その表制が形式とした自治体議会は行政の追認機関と化し、その表制が形式とした自治体で変化しています。一次は減少することなく、むしろ拡大、多様化している。大が現立とは、まさに合議制の議事機関としています。 議会は、まさに合議制の議事機関としての特性を活かし、対づての初智を結集し、合意を形成する場としての投割が求められています。本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、絶えず自己研鑽と自己改革を続け、自らの特性と権能を余すところなく発揮しなければなりません。こことを決定を担う議会のあるべき姿を構ら、自己の本の政策の対し、主き義の政策の対域に関かれています。 本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、発展と市対の対域とは、まさによればなりません。こことを決定し、本市における民主に表の発展と市対の伸展、市民福祉の増進に寄与することを決意し、この条例を制定します。				(普遍的事項についての記

		T		
条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
事項を定めることによって、地方自治の本旨に基づく議 会を実現することを目的とします。				載であるため)
第2条(基本理念)				
1 議会は、二元代表制の下にある議事機関であることを常に自覚し、その自主性及び自立性を高め、憲法や法律、条例等で規定された権能を最大限に発揮し、地方自治の確立に努めます。 2 議員は、議事機関の構成員としての責務を常に自覚し、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう取り組みます。			_	※評価対象外 (普遍的事項についての記載であるため)
第3条(議会の活動原則)				
1 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担います。 (1) 議案等の審議及び審査をし、議決を行うこと。 (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)及びその職員の事務の執行状況を監視し、必要な調査を行うこと。 (3) 法令で定められた選挙権及び同意権を行使すること。 (3) 法令で定められた選挙権及び同意権を行使すること。 (1) 市長等との権能の違いを踏まえ、対等で緊張感ある関係を保つこと。 (2) 議会としての意思決定にあたっては、議員間で討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。 (3) 議会の決定過程の透明性を高め、市民との情報共有を推進すること。 (4) 市民の多様な意見を政策立案及び政策提言に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。	<ul> <li>・議会だより発行</li> <li>・議会モニター設置(R3.6 月定例会から導入)</li> <li>・議会報告会(意見交換会)の実施※珠洲商工会議所役員(R1)※市区長会連合会(R2)</li> <li>・議会議案の提出・タブレットの導入</li> </ul>	・議員間同士の討議のお会にではない。 ・議員間にあるの開催を協ってはのではないでは、「政策のではできない。 ・談のではない。	В	・市主催会議等に積極的に参加し、意見交換、提言を行う。
第4条 (議員の活動原則)				
1 議員は、第2条第2項の基本理念を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 合議制の議事機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじること。 (2) 市政に関する市民の意思を的確に把握し、政務活動、議案審議、政策立案及び政策提言等に反映させること。 (3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく伝えること。	・政治倫理条例の制定(H30.7.17 制定) ・珠洲市議会基本条例の制定(H31.3.28 制定) ・住民参加集会・会議に積極的に参加、意見を言う→区長会連合会との意見交換会	・政治倫理条例の周 知・徹底が必要。	В	・議員個人のスキル向上のため、積極的に研修会を実施する。

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
(4) 自己の能力を高める不断の研鑽に努めること。 (5) 珠洲市議会議員政治倫理条例を遵守し、品位を保持すること。	以組 <b>扒</b> 亿・夫稹寺	<b></b>	百千1四	一 写仮の収組み・刈束等
第5条 (議長の役割)				
1 議長は、議会を代表し、議会の機能と権能の強化に向け、先導的な役割を果たすものとします。 2 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。 3 議長は、議会の秩序保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務を掌ります。 4 前3項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。		・議長として知り得 た情報の共有がで きていない。	В	・定例会以外での議員全員 協議会の開催など、情報 共有を徹底する。
第6条(会派)				
1 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができます。 2 会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成します。 3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究等の活動を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとします。 4 会派を結成したときは、代表者は名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとします。届出事項に変更が生じたときも同様とします。	<ul> <li>・令和3年9月1日現在、2会派が存在している。(「同志会(10名)」及び「新生すず(2名)」)無会派議員はいない。</li> <li>・コロナ禍により、会派による調査研究が実施できていない。</li> </ul>	・新型コロナウイル スの影響で他県へ の移動自粛要請も あり、会派として の調査研究ができ なかった。	С	・会派内における議案協議会を開催する。
第7条 (議員研修の充実)				
1 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を充実強化します。	・先進地視察の実施 ※R1.8.27~28 加賀市・福井県大野市・羽咋市 ・タブレット端末導入にかかる研修機会(学習会等)の実施 ※R2.8/12 能登町議会視察 9/9 NTT ドコモによる説明会 11/14 端末配布・説明会 R3.1/20 モアノート説明会 ・管内視察の実施 ・2018 行政視察及び研修 4 件 2019 行政視察及び研修 5 件 2020 行政視察及び研修 4 件	・新型コロナウイル スの影響で県外へ の移動自粛安 あり、常任委員会 の研修を自粛せざ るをえなかった。	С	・リモートによる研修会を開催する。

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
第8条(政務活動費)			•	
1 議員は、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例及び珠洲市議会政務活動費運用マニュアルで定める政務活動に要する経費に対して、政務活動費を充てることができます。 2 政務活動費は、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものであり、議員は有効かつ適切に活用しなければなりません。	・H29.4より後払い方式の導入、使途 基準の厳格化を実施 ・H29年度実績 2,270,518円 (使用率 67.5%) ・H30年度実績 2,760,354円 (使用率 82.2%) ・R元年度実績 2,062,489円 (使用率 70.6%) ・R2年度実績 904,525円 (使用率 62.8%) ・政務活動費充当内容の会派内協議 ・政務活動費 ○マニュアル作成 ○実績報告書ホームページ公開 ○閲覧の簡略化	・政務活動マニュア ルは、もで運用と柔軟 な考えで運用めす く、使途を含めど検 払い方法等など検 討が必要。	В	・マニュアルや年2回支払などの見直しを検討する。
第9条 (議会の災害対応)				
1 議会は、大規模災害が発生し、珠洲市災害対策本部が設置されたときは、大規模災害発生時の珠洲市議会・議員の行動マニュアルに基づき、珠洲市議会災害対策支援組織を設置し、必要な協力、支援を行うこととします。	・年1回、市実施の防災訓練に参加	・大規模な災害もな く珠洲市議会災害 対策支援継継を 対策支援を 置する必要がなかった。 ・防災訓練に合の行 せ、議員間でのの問 対域底を定期的に 実施すべきだ。	С	・議員として議会として行動マニュアルに基づき、協力、支援する。
第10条(情報共有の拡大)				
1 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市 民との情報共有を図るとともに、議決結果についての説 明責任を果たさなければなりません。	<ul> <li>・議会だより発行(H28.8.1創刊)</li> <li>・・議員5名による「議会だより編集委員会」を組織。</li> <li>発行回数は基本的に年4回。市内全世帯(約6千世帯)に無料配付。</li> <li>・18~20年商工会との懇談21年2/26区長会との意見交換・議会活動の情報公開としては、ホームページや議会だより等でお知らせしている。</li> </ul>	・情報、よのを 有するを 有すり多見を ための を は、の を は、の を は、 を は、 を は、 を は、 が と と り と り と り と り る。 ・ な り は り は り は り は り は り は り は り は り は り	В	・地元高校生をはじめとする市民との意見交換会を実施する。

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
第11条(市民参加の促進)	•			
1 議会は、議員提案の条例(案)に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとします。 2 議会は、本会議及び委員会の運営にあたって、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、市民の意見及び学識経験者等の専門家の識見を議会の討議に反映します。 3 委員会は、請願の審査にあたって、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができます。 4 議会は、市民に対し、議会活動について報告するとともに、政策立案及び政策提言に関する意見交換を行います。 5 議会は、議会の運営等に関し、市民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させるため、議会モニター制度を設けることができます。	・議会モニター設置(R3.6 月定例会から導入) 年度単位で活動する。 公募は3人。その他、市内各種団体等から6人選任。 ・議会報告会(意見交換会)の実施※珠洲商工会議所役員(R1)※市区長会連合会(R2)	・議会モニター制度 や市民との意見交 換会で出された意 見をどのように扱 うか検討が必要。	В	・議会アンケートの結果に 基づき、議会の在り方を 検討する。
第12条(議会と市長等との関係の基本原則)				
1 議会と市長等とは、その立場、権能の違いを踏まえ、 緊張関係を保持し、市民福祉の増進に向け、政策を競い 合う関係にあります。	・質問方式に分割質問を導入 (H29.6) ・議員席側に質問席を設置 (R2.6)	・代表質問の導入な ど、議会もしくは 会派の総意として の提言・提案が必 要。	В	・市民の意見を把握する仕組みづくり
第13条 (議会の政策サイクル)				
1 議会は、行政のマネジメントサイクルに対応して、提言、討議、決定、監視・評価を実施し、議会からの政策サイクルの確立に努めます。 2 前項の取組みは、決算審査における事業等の評価と予算審査を連動させることを軸に、本会議における審議や議決、常任委員会、特別委員会の審査など、議会の権能を適宜適切に活用し実施します。	・予算常任委員会を設置 (H29.3)、全 議員が所属している。	・議会の政策サイク ルにおける、チェ ック機能の強化を するため、監視や 評価に重点を置く 必要がある。	С	・決算審査特別委員会の審査結果と連動させる。
第14条(評価の実施)				
1 議会は、決算審査において、市長等が執行した計画、 政策、施策、事務事業等(以下「政策等」という。)の評 価を行います。 2 議会は、予算に十分反映させるため、前項の評価結果 を市長等に提出します。	・決算審査特別委員会の設置(例年9月定例会) 審査においては、主要施策の成果及び珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略における、各課室局が関係する KPI の進捗状況についても、適宜、説明を求めている。	・決算審査での評価 を検証することに より、市民が必要 としている予算計 上につながるた め、早急に評価検 証作業が必要。	С	・評価検証特別委員会の設 置

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
第15条(資料の請求)				
1 議員は、政策形成過程の透明性を図るため、あるいは 執行した事業の評価を行うため、議長の承諾を得て必要 な資料を請求することができます。 2 市長等は、前項の資料請求に対して、速やかに対応す るよう努めるものとします。	・具体的な手続きについて、「珠洲市 議会における資料の請求に関する 規程」を制定。(令和元年8月29日 施行) ※実績 R2.8.12 受理 番匠議員(ふるさと 納税について) R3.2.5 受理 濱田議員(国の第3 次補正予算にかかる新型コロナウ イルス感染症対策について)	・規定に基づき、資料を請求し情報の共有が必要。	A	
第16条 (議員の文書質問)				
1 議員は、議長の許可を得て、市長等に文書により質問することができます。	・具体的な手続きについて、「珠洲市 議会文書質問に関する要綱」を制 定。(令和2年5月1日施行) ※実績 R3.4.1 受理 番匠議員(待機児童 にかかる対応について)	・文書質問の活用に 議員間での認識の ずれがある。 ・緊急性の高いもの は文書質問をし、 一般質問と同様に 質問及び回答の一 般公開をすべき。	В	・「珠洲市議会文書質問に関する要綱」の見直しを検討する。 (質問の日から〇日以内に回答する、質問や回答を公表するなど)
第17条(監査委員)				
1 議会は、議員のうちから一人の監査委員を選任するものとします。	・H29 自治法改正後も、議会から監査 委員を選任している。		A	
第18条 (議会の運営原則)				
1 議長及び委員長は、民主的で公正、公平、透明な運営に努めます。 2 議会は、合議制の議事機関として、その意思決定にあたっては、議員間の討議を尽くすものとする。議員間の討議は、原則として常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議員全員協議会において行うものとします。 3 議会は、議長の選出にあたって、その職を希望する者からの要望があるときは、所信を表明する機会を設けることができます。 4 議会は、議会運営上の課題について協議し、調整するため、法第109条第1項の規定により議会運営委員会を設置します。	<ul> <li>・予算以外の常任委員会では、議案審査以外について各課・室との協議が定例会ごとに行われている。</li> <li>・今任期は次の委員会が設置されている。</li> <li>議会運営委員会(所属議員5名)議員全員協議会(全議員)予算常任委員会(全議員)総務教育常任委員会(所属議員6名)産業厚生常任委員会(所属議員6名)地方創生特別委員会(所属議員6名)</li> </ul>	・常任委員会で、よ り効果な委員会 運営になるよう、 運営方法の検討が 必要。 ・予算常任委員会 は、日程に余裕が 必要。	В	・諸課題に対する共通認識 をもつため、委員会の協 議事項に対する事前協議 等の実施

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
	議会活性化推進会議での取り組み ・議場質問席 ・一問一答形式 ・タブレット導入			
第19条(本会議)				
1 本会議は、地方公共団体としての珠洲市の最終的な意思を決定する場であり、議決の結果及びその理由について、議会は説明責任を負います。 2 会派又は議員は、賛否が分かれた場合は、その理由を討論において説明する責任を負います。	・質問席の導入(R2.6月定例会以降) ・タブレット端末の導入(R2.12月定 例会以降)	・賛否が分かれても 討議が行われてい ない。	С	・賛否が分かれた場合、積極 的に討議を行い、開かれ た議会を目指す。
第20条(委員会)				
1 委員会は、専門的に調査及び審査を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努めます。 2 常任委員会は、第13条に規定する議会からの政策サイクルの確立ため、付託された議案審査に加え、所管事務調査権を行使し、積極的に政策立案、政策提言を行うものとします。 3 特別委員会は、特定の付議事件を審査又は調査する必要があると認めるとき、期間を定め、議会の議決により設置されます。審査又は調査の終了時に報告書をまとめ、その要旨を本会議において委員長が報告し、これをもって廃止することとします。 4 委員会は、自らの判断あるいは市民からの要請に応じ、所管事務あるいは付議事件に関する現地調査活動を実施し、市民等との情報共有及び意見聴取のための住民懇談会を開催することができます。	<ul> <li>・先進地視察の実施</li> <li>※R1.8.27~28 加賀市・福井県大野市、羽咋市</li> <li>・現地調査の実施</li> <li>※R3.3.16 有害鳥獣処理施設、歴史民俗文化交流施設(旧西部小学校)</li> </ul>	・予算や議案の評価、検証のため、所管事務調査の積極的な導入が必要。	В	・委員会の専門性と特性を生かし、閉会中においても諸課題に対し委員会を積極的に開催し、協議する。
第21条(議員全員協議会)				
1 議会は、法第100条第12項の規定に基づき、珠洲市 議会会議規則で議員全員協議会の設置を定めます。 2 議会は、本会議や委員会との役割の違いを踏まえつ つ、議案の審査や議会の運営に関する協議又は調整、議 員全員の情報共有の場として、議員全員協議会を有効か つ積極的に活用するものとします。	・定例会・臨時会以外での議員全員協 議会の開催 ※実績 H30 6回 R1 3回 R2 6回	・適宜、議員全員協 議会の開催を行う 必要がある。	В	・情報共有のため、適宜開催する。
第22条(予算の確保)				
1 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関として の機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現 するため、必要な予算の確保に努めるものとします。	・質問席設置や YouTube での議会中継への対応、タブレット端末及びアプリの導入など、議会の機能強化に	<ul><li>・円滑な議会運営の ため、事務局のタ ブレットについて</li></ul>	В	・今後も円滑な議事運営の ため、必要な予算確保に 努める。

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
	かかる必要な予算の確保に努めて きた。	必要な台数を確保 できるよう、議会 として十分な調整 が必要。		
第23条 (議会図書室)				
1 議会は、法第 100 条第 18 項の規定に基づき議会図書室を設置し、その充実を図るものとします。 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、珠洲市民図書館との連携を図るものとします。		・議会図書室と珠洲 市民図書館との連 携は現在できてい ない。	С	・議会図書委員会設置の検討など、より効果的な運営に努める。
第24条(議会事務局)				
1 議会は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置します。 2 議長は、議会事務局の機能強化、必要な体制整備に努めます。			В	
第25条(議員定数)				
1 議員定数については、珠洲市議会議員定数条例で定めます。 2 議員定数の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとすします。 3 委員会又は議員は、前項の条例改正案の提出にあたっては、市民及び有識者の意見を聴取するものとします。	・現行定数(12名)は、平成31年4 月執行の市議会議員選挙から実施。	・これ以上の削減は 議会運営上無理が ある。また、市政運営にも影響を及ぼすおそれがある。	A	
第26条(議員報酬)				
1 議員報酬は、議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例で定めます。	・条例で定められている。 議長 445,000 円、副議長 385,000 円、議員 365,000 円 ・令和元年 9 月定例会で条例改正し、 同年 10 月から 25,000 円/(月・人) 引き上げを実施した。		В	・若い世代の議員の確保の 観点からも、適宜、時代に 即した条例の見直しを行 う。
第27条(条例の位置づけ)				
1 この条例は、議会における根幹となる規範であり、議会は議会に関する他の条例、議会規則等を制定し、改廃するときは、この条例の趣旨及び規定に違反しないよう整合を図らなければなりません。 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令	・根幹規範として、議会に関する条例 等がこの条例の趣旨に反すること がないように整合を図っている。	・条例の理解を深める研修会を速やかに実施する必要がある。	С	・新人議員だけでなく議員 全員が共有できる研修会 を行うよう検討する。

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
等の条項を解釈し、運用するときは、この条例に照らして判断するものとします。 3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の理念を議員が共有できるよう、研修会を行わなければなりません。				
第28条(検証及び見直し手続き)				
1 議会は、議会活性化推進会議を設置し、1年ごとにこの条例の目的の達成状況を検証し、その結果を公表するものとします。議会活性化推進会議については、別に議長が定めます。 2 議会は、前項による検証の結果を踏まえ、目的達成に向けての行動計画を作成し、公表するものとします。 3 議会は、本条例の目標が達成されている項目がある場合、さらなる議会改革の前進に向けて、この条例の改正も含め、必要な措置を講じることとします。 4 議会は、この条例を改正する際には、改正の理由、背景を本会議において市民に説明するものとします。	・R3 年度、条例施行後(H30.4 施行) で初となる評価作業を実施。		С	・今後も定期的な検証を行う。